

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣意は、原決定の判断が憲法に違反するというものであつて、刑訴応急措置法一八条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、刑訴法施行法二条、旧刑訴法四六六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年三月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	村	上	朝	一
裁判官	色	川	幸	太郎
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	川	信	雄